官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一六）　二
○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（三一七）　二

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務二一）　五

〔省　令〕
○第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（環境二八）　六

〔法規的告示〕
○個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（デジタル庁・総務三八）　八
○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示（文部科学・経済産業一）　九
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境四四）　一〇
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同四五）　一一

〔その他告示〕
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一五六四～一五七二）　一三
○自動車の既指定装置の型式を指定した件（国土交通一一一四～一一七二）　一七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
令和七事業年度財務諸表（独立行政法人国民生活センター・国立青少年教育振興機構・国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・情報処理推進機構）、独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係　一〇三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　一二四
会社その他
会社決算公告　一二五

本号で公布された法令のあらまし

◇環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百二十六号）（環境省）

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）附則第一条本文に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十七号）（環境省）

1　事業実施想定区域及び第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容を記載した計画段階環境配慮書の作成の対象となる事業に係る工作物の要件を定める。（第七条の二関係）

2　ダムの改築の事業に係る第一種事業及び第二種事業の要件等を定める。（別表第一の二の項、別表第一の五の項、別表第二の三の項～別表第二の六の項、別表第三の三の項～別表第三の六の項関係）

3　この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則関係）